

「月刊社労士受験別冊

勝つ！社労士受験 判例・通達徹底攻略2022年版」正誤表・補遺について

2022年度社会保険労務士試験は、2022年4月15日の試験公示日現在施行されている法令に基づいて出題されます。本書は、2021年12月末日までに確定している法令に基づいて執筆しており、その後の、2022年4月15日までの事項について以下の事項を掲載いたします。

| 頁 | 改正箇所 | 改正前 | 改正後 | 更新日 |
|------|-------------|---|--|------|
| P18 | . 下から13行目 | 「脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準 | 現在は、「血管病変等を著しく憎悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準（令和3年9月14基発0914第1号）」 | 5/18 |
| P59. | 下から3行目及び1行目 | 発症前の長期短時間の加重業務にある、 | 発症前の長期間削除 | 5/18 |
| P60 | 6行目 | 同僚労働者又は同種労働者（以下「同僚等」という。） | 「同種労働者」 | 5/18 |
| P60 | 9～10行目 | ここでいう同僚等とは、当該労働者と同程度の年齢、経験等を有する健康な状態にある者のほか、基礎疾患等を有していたとしても日常業務を支障なく遂行できる者をいいます。 | ここでいう同種労働者とは、当該労働者と職種、職場における立場や職責、年齢、経験等が類似する者をいい、基礎疾患等を有していたとしても日常業務を支障なく遂行できる者をいいます。 | 5/18 |
| P61 | . 問題【問9】 | 同僚労働者又は同種労働者（以下「同僚等」という。）… ここでいう同僚等とは、当該疾病を発症した労働者と同程度の年齢、経験等を有する健康な状態にある者をいい、 | 「同種労働者」… ここでいう同種労働者とは、当該疾病を発症した労働者と職種、職場における立場や職責、年齢、経験等が類似する者をいい、 | 5/18 |
| P62 | 解説【問9】 | 当該労働者と同程度の年齢、経験等を有する健康な状態にある者のほか、 | 当該労働者と職種、職場における立場や職責、年齢、経験等が類似 | 5/18 |

| | | | | |
|------|--------------------------------------|---|--|------|
| | | | する者をいい、 | |
| P70 | 10 行目 労災就学 援護費用上から 1 行目、2～3 行目 | <u>平成 6 年基発 403 号</u> 傷病補償年金又は傷 病年金 | <u>平成 31 年基発 0329 第 22 号</u> 傷病補償年金、 <u>複数事 業労働者傷病年金</u> 又は 傷病年金 | 5/18 |
| P71 | 上から 1 行目と 2 行目に追加 | | 最後に追加① | 5/18 |
| P71 | 上から 3 行目 | 傷病補償年金又は傷 病年金 | 傷病補償年金、 <u>複数事 業労働者傷病年金</u> 又は 傷病年金 | 5/18 |
| P71 | 問題と解説【問 2】 | 傷病補償年金又は傷 病年金 | 傷病補償年金、 <u>複数事 業労働者傷病年金</u> 又は 傷病年金 | 5/18 |
| P72 | 3～4 行目 2 か 所 | <u>3</u> 年 | <u>5</u> 年 | 5/18 |
| P73 | . 問題【問 1】 | 保健給付 | 保険給付 | 5/18 |
| P127 | <u>通</u> 夫婦共働きの 場合 | | 最後に追加② | 5/18 |
| P131 | 問題【問 9】 | 年間収入が <u>同程度</u> | 年間収入の <u>差額が年間 収入の多い方の 1 割以 内</u> | 5/18 |
| P132 | 解説【問 9】 | <u>昭和 60 年保険発 66 号、平成 16 年庁保険 発 0617001 号</u> <u>なお・・・以下削除</u> | <u>令和 3 年保保発 0430 第 2 号</u> | 5/18 |
| P147 | 下から 4 行目、2 行 目 | 40 万 <u>4,000</u> 円 1 万 <u>6,000</u> 円 | 40 万 <u>8,000</u> 円 1 万 <u>2,000</u> 円 | 5/18 |
| P148 | 1 行目 | 40 万 <u>4,000</u> 円 | 40 万 <u>8,000</u> 円 | 5/18 |
| P152 | 解説【問 9】 | 40 万 <u>4,000</u> 円 1 万 <u>6,000</u> 円 | 40 万 <u>8,000</u> 円 1 万 <u>2,000</u> 円 | 5/18 |

追加データ

①

【試験対策解説】

令和 4 年 4 月 1 日法改正で、労災就学援護費の支給の対象とする者として、公共職業能力開発施設に準ずる施設において実施する教育、訓練、研修、講習その他これらに類するもの（以下「教

育訓練等」という。)として厚生労働省労働基準局長が定めるものを受ける者であって、教育訓練等に要する費用の支給を必要とする状態にあるものを新たに追加することとされました。

②

□ 夫婦とも健康保険などの被用者保険の被保険者の場合の夫婦共同扶養の場合の取扱い

① 被扶養者とすべき者の員数にかかわらず、被保険者の年間収入（過去の収入、現時点の収入、将来の収入等から今後1年間の収入を見込んだものとする。以下同じ。）が多い方の被扶養者とする。

② 夫婦双方の年間収入の差額が年間収入の多い方の1割以内である場合は、被扶養者の地位の安定を図るため、届出により、主として生計を維持する者の被扶養者とする。

□ 主として生計を維持する者が育児休業等を取得した場合（一時的に夫婦の年間収入が逆転した場合等）

→ 当該休業期間中は、被扶養者の地位安定の観点から特例的に被扶養者を異動しないこととする。

ただし、新たに誕生した子については、改めて認定手続きを行うこととする。

本書に以下の誤りがございましたので、ここに訂正させていただきますとともに深くお詫び申し上げます。

(最終更新：2022年6月22日)

| 訂正頁 | 訂正箇所 | 誤 | 正 | 訂正日 |
|-----|--------|-------------------|--------------------|------|
| P62 | 下から4行目 | また、未支給の保険給付の請求権が、 | また、未支給の保険給付の請求権者が、 | 6/22 |